

第十四号議案

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例
 第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその他の」を「その他」に改める。

第五条第四項中「三月に支給する場合には百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百四十五」を「区長にあつては百分の百八十四を、副区長にあつては百分の百六十三」に改める。

別表（一）区長の項中「一、二一八、〇〇〇円」を「一、一四五、〇〇〇円」に改め、同表副区長の項中「八七九、〇〇〇円」を「八八六、九〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長及び副区長の給料の月額及び期末手当の年間支給月数を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。